

## 第3章 地域福祉施策の推進

本章では、地域福祉の基本理念、基本目標をめざす中で、地域福祉コミュニティ会議や地域福祉市民会議において整理された生活課題に基づき、地域福祉施策を示します。

### (施策推進の基本的な考え方)

第1章で述べたように、本計画は岐阜市総合計画における「市民と行政の協働」の理念を福祉分野において追求する計画であり、基本的な視点として「公民協働の視点」があります。そのため、地域福祉施策は、公民協働の視点に基づいた推進が求められます。以下に「協働のまちづくり指針」において示された“協働のまちづくり”の基本的な考え方を示します。

これまで公共の多くは「行政にゆだねられてきた公共」でした。しかし、これからの時代は、みんなの協働で創り、育て上げる「新たな公共」の考え方が重要となります。

また、身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それでもできない問題は行政が解決するという「補完性の原則」に、改めて注目することが必要です。

この二つは、“協働のまちづくり”に通じる基本的な考え方と言えます。

本計画においてもこの基本的な考え方を共有し、地域住民を主体にした協働によって、本章で述べる各々の地域福祉施策の推進をめざしていきます。

### (推進すべき施策の取り組み方)

地域福祉施策は、非常に広範な分野にわたり、多くの基本施策により推進されます。その中で、より効果的な推進を図るため、下記の視点から、推進すべき施策の取り組み方について整理しました。

#### (対象地域)

それぞれの施策について、小地域、地区、コミセンブロック、全市のそれぞれの地域で、どの地域において取り組みを実施するかについて整理しました。

#### (活動主体)

それぞれの施策について、以下の中から、行政とともに協働して活動の主体を担う市民、団体等について整理しました。

- ・地域住民(地域活動団体)
- ・NPO、ボランティア団体等
- ・民間事業者
- ・社会福祉協議会

(取り組み時期)

以下の観点から、それぞれの施策の取り組み時期について整理しました。

緊急性；少子高齢化や協働のまちづくりなど社会的に早急な対応が求められる課題への対応

妥当性；4つの基本目標に適合する施策かどうかという観点からの判断

実効性；財政面や市民との合意形成、事業実施のための熟度などからの判断

取り組み時期の分類は以下のとおりです。

短期	.....	1～3年を目処に取り組むもの
中期	.....	3～5年を目処に取り組むもの
長期	.....	長期的な展望の中で、十分な準備・調整を要するもの

表示例

1) ボランティア活動の拠点となる機能の充実

ボランティアネットワークの中核機能の整備 **コミセン・市** **ボラ・社協** **中期**

《活動分野を結ぶ中核機能》

社会福祉協議会、NPOやボランティア団体との連携を図り、活動分野によって異なるボランティア窓口がある中で、それぞれにおいて総合的な情報が得られ、ボランティア活動に必要な機能や道具の貸出が行われ、さらに様々な活動団体と交流できる中核的な機能の整備に努めます

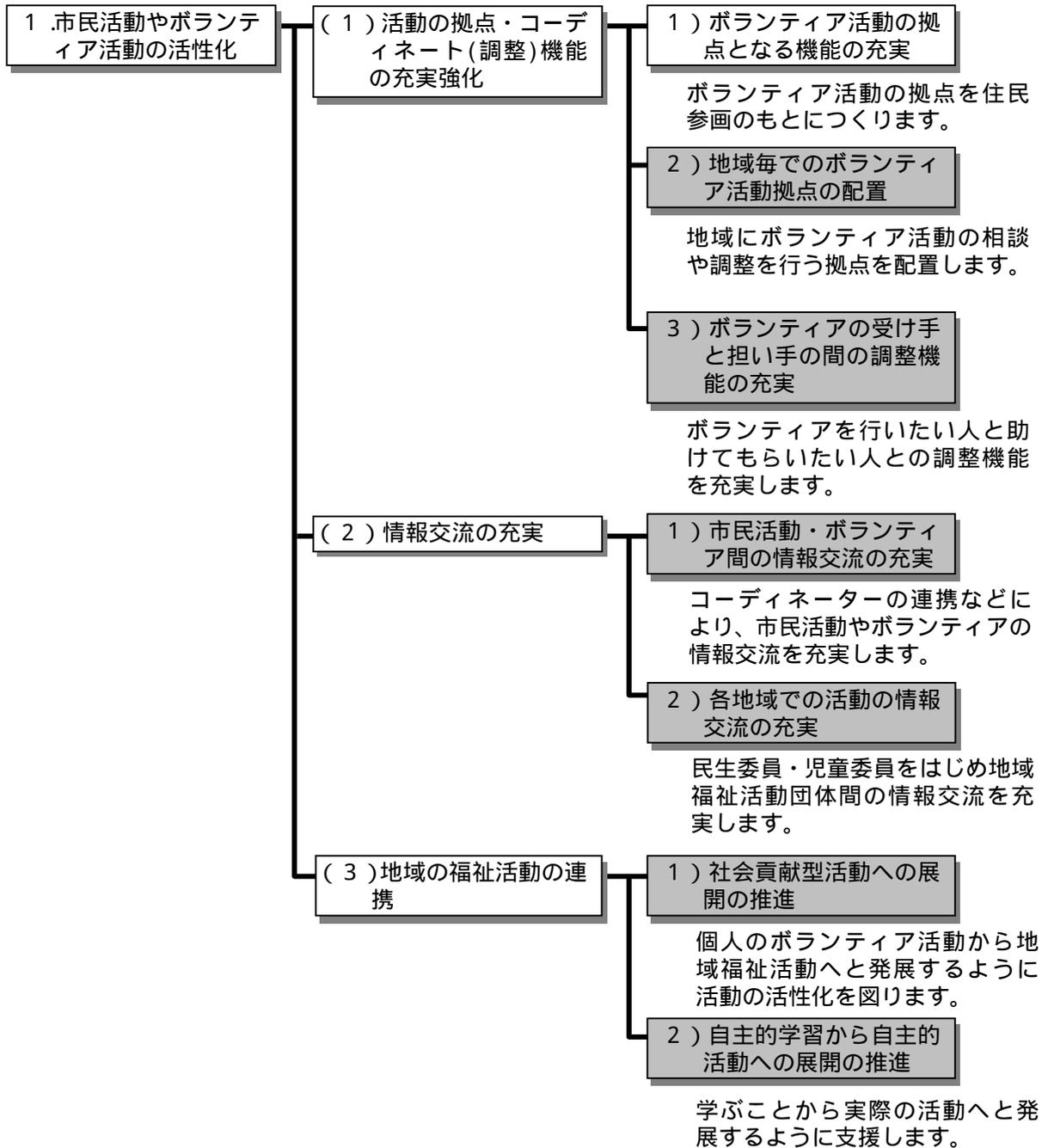
対象地域は、コミセンブロックと市全体を示しています。

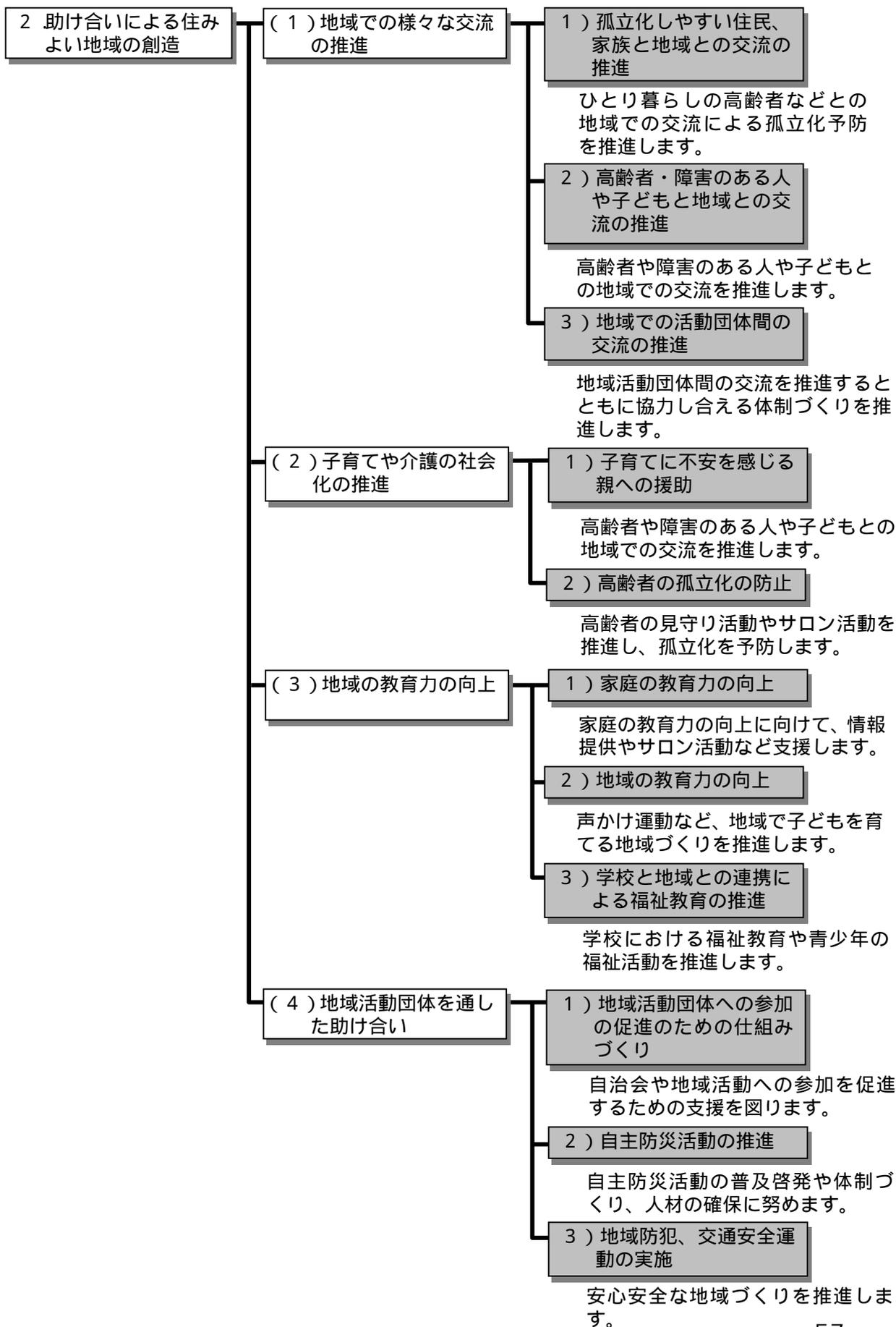
活動主体として、NPOやボランティアと社会福祉協議会と協働を図ることを示しています。

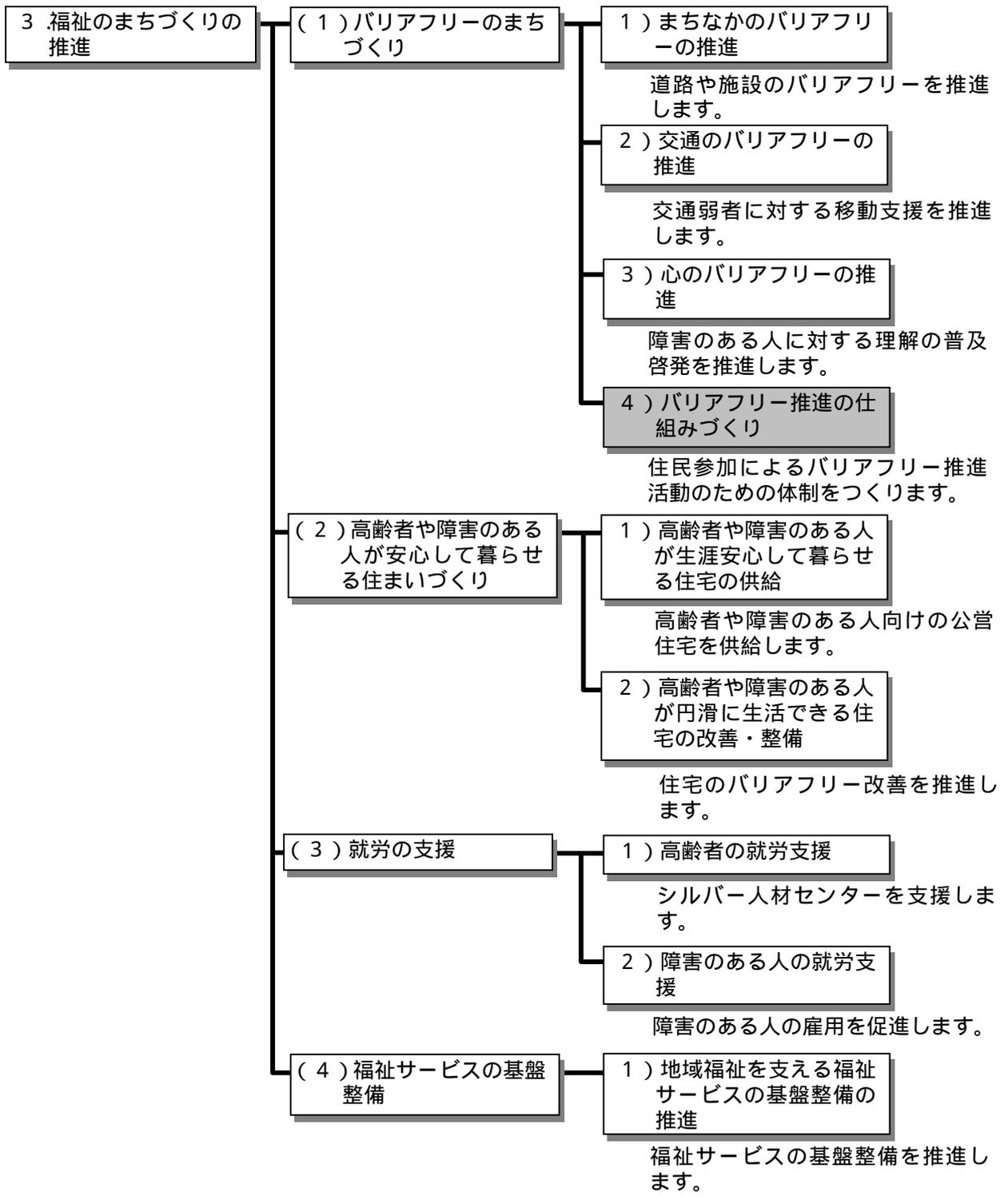
取り組み時期が中期であることを表しています。

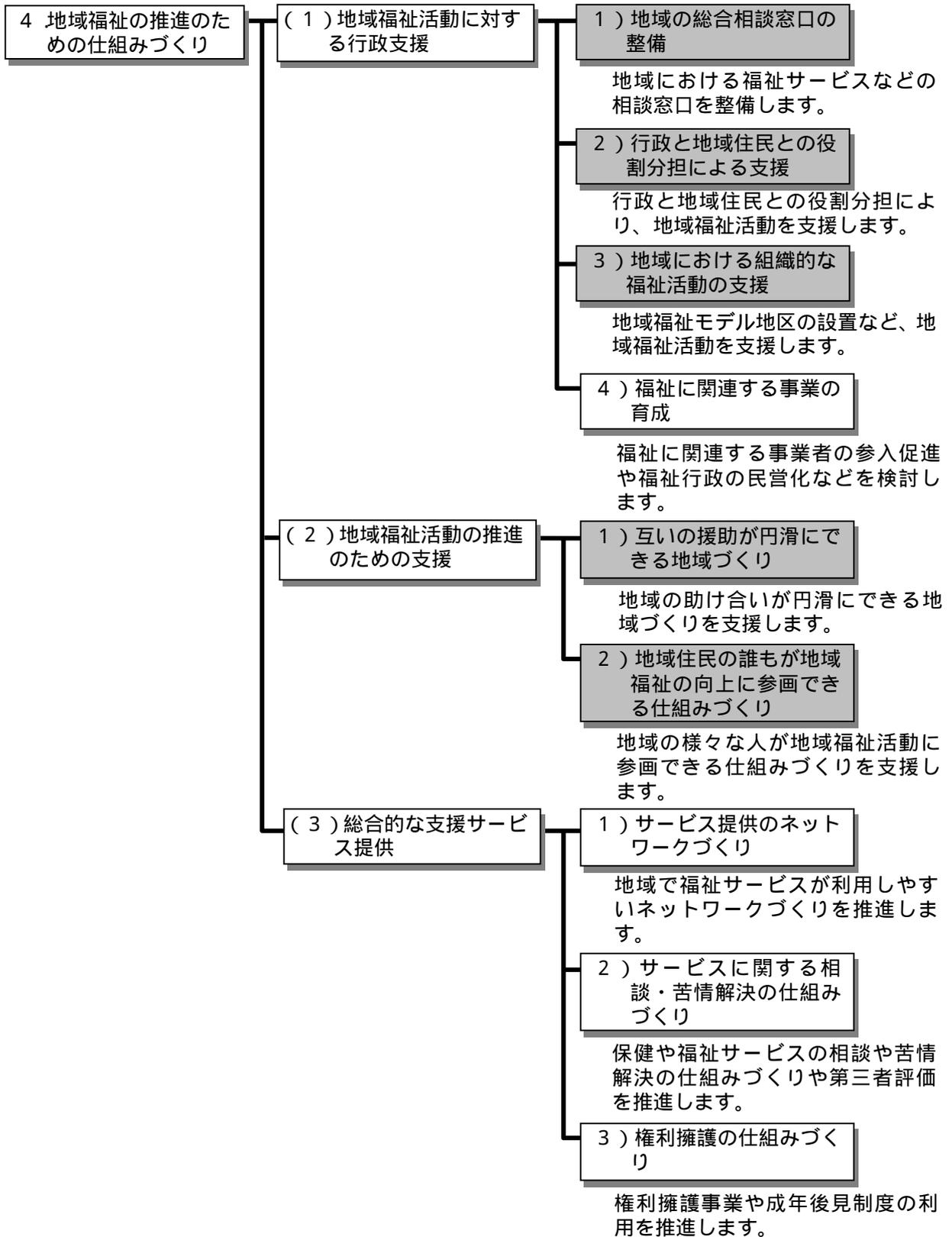
(施策の体系)

■ 地域に直接関係がある施策









# 1. 市民活動やボランティア活動の活性化

## (1) 活動の拠点・コーディネート(調整)機能の充実強化

### 現状と課題

現在、ボランティアの窓口は、福祉関係は社会福祉協議会、生涯学習関係は生涯学習センター(ハートフルスクエアG)が窓口となっています。その他、国際交流関係の窓口等も別にあります。

こうした窓口の連携・総合化をはじめ、ボランティアネットワークの中核機能の整備など、活動の拠点となる機能の充実が求められています。

また、地域で気軽に相談できる窓口や、ボランティアを育成したり、ボランティアの需要と供給をコーディネート(調整)できる拠点づくりが望まれます。

さらに、地域での様々な活動とボランティア活動との間や、支援してほしい人と支援できる人との間の調整など、地域活動を円滑にかつ効果的に地域づくりにつなげていくための調整機能の強化及び、ボランティアをやりたい人と必要とする人を両面から支援するための調整機能の地域における充実が必要です。

### 基本方針

ボランティア活動の拠点となる機能の充実を図るため、下記の3つの基本方針を示します。

- 1) ボランティア活動の拠点となる機能の充実
- 2) 地域毎でのボランティア活動拠点の配置
- 3) ボランティアの受け手と担い手の間の調整機能の充実

### 基本施策

#### 1) ボランティア活動の拠点となる機能の充実

ボランティアネットワークの中核機能の整備

コミソ・市

ボラ・社協

中期

##### 《活動分野を結ぶ中核機能》

社会福祉協議会、NPOやボランティア団体との連携を図り、活動分野によって異なるボランティア窓口がある中で、それぞれにおいて総合的な情報が得られ、ボランティア活動に必要な機器や道具の貸出が行われ、さらに様々な活動団体が交流できる中核的な機能の整備に努めます。

##### 《地域での活動を結ぶ中核機能》

地域住民による様々な生活福祉圏におけるボランティアのネットワークづくりを支援するため、地域における中核機能の整備を図り、また、各地域におけるボランティアネットワークによる相互の交流や連携を図れる市全体の中核機能の整備に努めます。また、推進にあたっては、自主的なボランティア活動の結びつきにも配慮することが大切です。

## ボランティア活動に関する情報の共有化と総合的な相談窓口の整備

コミセン・市

ボラ・社協

中期

前述の中核機能の整備に併せて、小地域、地区、コミセンブロックの各生活福祉圏で行われているボランティア活動に関する情報や全市的または広域で活動しているボランティア活動に関する情報の共有化を図るため、情報管理の仕組みの構築を検討します。また、どの分野のボランティア活動についても総合的な相談ができる窓口の整備を推進します。

## 住民参画による拠点づくり

地区・コミセン・市

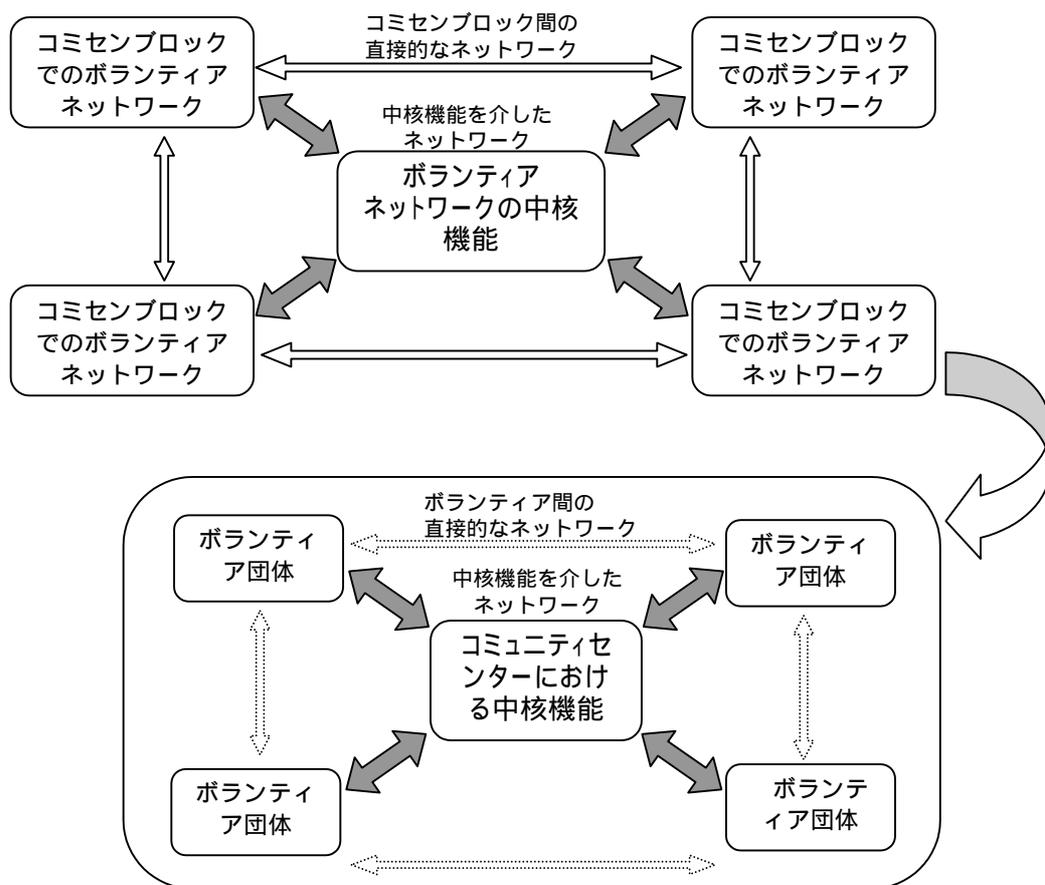
住民・ボラ・社協

中期

地域福祉活動の主体は地域住民であり、ボランティア活動の中核機能は、地域住民にとって利用しやすい施設であることが大前提です。

そのため、中核機能を有する拠点づくりにあたっては、その計画段階から地域住民の参画を得て、その意見を反映させた拠点づくりを推進します。

図3 - 1 ボランティアネットワークの中核機能のイメージ



## 2) 地域毎でのボランティア活動拠点の配置

### 地域におけるボランティアコーディネーターの配置

コミセン・市 住民・ボラ・社協 中期

地域住民、社会福祉協議会と連携して、コミセンブロック単位にボランティアコーディネーターの配置について検討し、より身近な場所で、ボランティア活動をしたい人とボランティアに援助してほしい人との間で、既存のボランティア活動を効率的に調整できる機能の整備に努めます。

### 地域におけるボランティア活動の相談窓口の配置

コミセン・市 住民・ボラ・社協 中期

地域住民、社会福祉協議会と連携して、コミセンブロック単位におけるボランティア活動の総合的な相談に応じられる窓口の設置を図り、小地域、地区、コミセンブロックの各生活福祉圏間、さらには他のコミセンブロックとの情報共有を図ります。

### 大学、専門学校、高等学校などとの連携

コミセン・市 住民・事業者・ボラ・社協 中期

地域住民が、大学生などの学生ボランティア活動と地域活動とのネットワークづくりを図れるよう、拠点づくりを推進します。

## 3) ボランティアの受け手と担い手の間の調整機能の充実

### 地域の人材バンクの創設と活用の仕組みづくり

コミセン・市 住民・ボラ・社協 中期

地域住民が主体的に活動することが必要です。話すのがうまい人や手品ができる人など何か特技を持った人を、活動が継続的に発展していくためのきっかけとなる人材として活用できるよう、地域住民、NPOやボランティア、社会福祉協議会と連携して、地域の人材バンクの創設を図ります。

また、どのような能力のある人材が登録されているのかわかりやすく、地域住民が活用しやすい仕組みづくりを図ります。

### 頼みやすい環境づくり

小地域・地区・コミセン・市 住民・ボラ・社協 短期

窓口相談に来訪する人への対応のみでなく、情報を広く発信し啓発に努め、手助けしてほしい人が頼みやすい環境づくりを推進します。

### ボランティアコーディネーター、リーダーやサポーターの人材育成

地区・コミセン・市 住民・ボラ・社協 中期

地域住民が、ボランティアコーディネーターやそれを補佐する住民サポーターの役割や活動の中心を担えるように、社会福祉協議会と連携を図り研修会や学習会を開催し、人材の育成とコーディネーターの質的向上を支援します。

## 社会福祉協議会支部の活動への支援

コミュニティ・市

住民・社協

短期

地域住民によって構成され、地域の福祉活動の中心的な組織である社会福祉協議会支部が活動の活性化を図れるよう、その活動を支援します。

### 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成 20)年度)
ハートフルスクエア - G 及びコミュニティセンターの年間利用者数	125 万人	150 万人
ボランティア中核拠点の設置数	2 箇所 (社会福祉協議会・ハートフルスクエア - G)	11 箇所
ボランティアコーディネーターの配置人数	6 人 (社協ボランティアセンターとハートフルスクエア - G ボランティア相談コーナーの担当者数)	15 人
ボランティア活動の調整回数	211 回 (2002(平成 14)年度) (社協ボランティアセンターによる)	300 回
社協で把握しているボランティア活動団体数	56 団体 (2003(平成 15)年度)	- ( 1 )
ハートフルスクエア - G で把握しているボランティア活動団体数	96 団体 (2003(平成 15)年 12 月末)	- ( 1 )

1 ボランティアセンター等で把握している活動団体数については、その育成支援はもとより、既存団体との把握・連携を含め、今後の指標化を検討します。

## (2) 情報交流の充実

### 現状と課題

市内には、様々なボランティア窓口があります。市民に対してわかりやすい情報提供を行っていくためには、これらの窓口の横断的な連携を図り、活動に関する情報を共有していく必要があります。

また、情報の提供のみでなく、それぞれの地域で行っている取り組みなどの活動者(団体)からの情報を収集し提供していくことで、地域相互の情報交流による活動の活性化をめざします。

## 基本方針

市民活動・ボランティア活動の情報交流を充実するため、下記の基本方針を示します。

- 1) 市民活動・ボランティア間での情報交流の充実
- 2) 各地域での活動の情報交流の充実

## 基本施策

### 1) 市民活動・ボランティア間での情報交流の充実

市民活動・ボランティア窓口の連携

地区・コミセ・市 住民・ボラ・社協 中期

各コミセブロックに配置する窓口間の連携を図るため、連絡会議を開くなど、ボランティアコーディネーターなどの連携強化を推進します。

### 2) 各地域での活動の情報交流の充実

地域活動団体の情報交流の支援

小地域・地区・コミセ・市 住民・ボラ・社協 短期

コミセブロックでの中核機能や市全体の中核機能の整備に併せて、地域住民や地域活動団体による活動情報の収集を支援するため、市内の地域活動団体の情報のほか、近隣市町村など広域的に、さらには全国的な情報収集を図り、提供していきます。

民生委員・児童委員との情報交流

小地域・地区 住民 短期

地域における活動団体の活動と民生委員・児童委員の円滑な連携による活動の質的向上を図るため、各々と連携して情報交流を促進します。

地域活動団体に関する総合的なホームページの作成

地区・コミセ・市 住民・ボラ・社協 短期

地域住民、NPOやボランティア、社会福祉協議会などとの連携により、地域活動団体やボランティア団体に関して総合的な情報が得られるホームページを作成し、その活動内容の情報提供を図ります。

## 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成20)年度)
ボランティア相談窓口の設置箇所数	2箇所 (社会福祉協議会・ハートフルスクエアG)	11箇所
ボランティア活動への関心度	68.3%	80%

### (3) 地域の福祉活動との連携

#### 現状と課題

近年、ボランティアのあり方が、地域における奉仕型ボランティアだけでなく、地域を限定しない社会貢献型ボランティアなど活動のあり方自体が多様化しています。さらにNPO法人化へと発展する場合があります。

この活動を、継続的な活動へとつなげていくために、地域において、ボランティア養成から実際の活動、そして活動の質を高めていくための学習などが大切です。

また、ボランティア養成に併せて、地域で活動が実践できる受け皿づくりが必要です。

#### 基本方針

市民活動・ボランティア活動の継続的な展開に向けて、下記の基本方針を示します。

- 1) 社会貢献型活動への展開の推進
- 2) 自主的学習から自主的活動への展開の推進

#### 基本施策

##### 1) 社会貢献型活動への展開の推進

課題別・目的別ボランティア講座の開催

地区・コミソ・市

住民・ボラ・社協

短期

より効果的なボランティアの育成を図るために、NPOやボランティア団体、社会福祉協議会と連携し、社会問題などの課題や、活動の目的を絞り込んだボランティア講座を開催します。

NPO、ボランティア団体による活動の活性化の推進

コミソ・市

住民・ボラ・社協

短期

奉仕型ボランティア活動だけでなく、社会貢献型であるNPO活動を発展させて連携することで、多様な市民活動による市民の社会参加への支援を図ります。「ぎふNPOセンター」「ぎふまちづくりセンター」などとの連携を図りながら、NPOやボランティア団体の活性化を図ります。

奉仕型ボランティア・・・個人レベルでの社会奉仕を目的とした  
段階でのボランティア

社会貢献型ボランティア・・・社会問題への対応など、地域や社会への  
貢献を目的としたボランティア

### 人材紹介、講師派遣

小地域・地区・コミソ・市

住民・ボラ・社協

短期

社会福祉協議会と連携し、特定の目的意識や学習意欲のあるボランティアに対して、要望に応じて行政の担当者や専門的知識のある学識経験者等の派遣や紹介など、地域住民やNPO、ボランティアによる活動の活性化を図ります。

## 2) 自主的学習から自主的活動への展開の推進

### 地域での自主的な活動を推進する人材育成

小地域・地区・コミソ・市

住民・ボラ・社協

短期

コミュニティセンターや公民館等の地域資源を活かして保健、福祉の講習会などを充実し、地域住民との協働のもと、地域福祉活動を推進するリーダーの人材育成を図ります。

### ボランティア活動の受け皿の提供

小地域・地区・コミソ・市

住民・ボラ・事業者・社協

短期

地域活動団体、NPOやボランティア団体、社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティア養成講座終了後に、得た能力を活用できる実践活動の場を提供するための受け皿について、ボランティア活動の拠点づくりの中で推進します。

### 活動初期段階における支援

小地域・地区・コミソ・市

住民・ボラ・社協

短期

地域住民、NPOやボランティア団体等が自主的な活動を始めたばかりの初期の段階では、活動を継続的につなげていくための支援を図ります。

## 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成20)年度)
各種団体の活動への関わりの状況	防災団体 参加 23.3% 役員経験 7.0% 福祉団体 参加 15.3% 役員経験 2.8% 公民館・サークル活動 参加 32.2% 役員経験 3.4% スポーツ団体 参加 28.4% 役員経験 7.6% 児童・青少年育成団体 参加 26.1% 役員経験 23.8% 婦人会・老人クラブ 参加 22.2% 役員経験 7.2%	増加
NPO 法人件数	48 団体(岐阜市内の NPO 法人数・内閣府所管を除く。)(2003(平成15)年12月末)	100 団体
ボランティア登録者数 (社協・ハートフルスクエア-G)	社協 11,379 人 ハートフルスクエア-G 4,008 人 (団体、個人を含む)(2003(平成15)年)	15,000 人 5,000 人

## 協働のまちづくり指針

岐阜市では 2003（平成 15）年度に、「協働のまちづくり指針」（以下、「指針」と略します。）を策定しました。福祉や都市計画など一部の分野に限らず、大きな意味での“岐阜市のまちづくり”について、市民と市民で、また市民と行政が協働して進めていくためにはどうしたらいいかということ、多くの市民の方から意見を寄せていただきながら策定したものです。

「指針」では 3 つの大きな柱を立てています。

### 1 自治活動、市民活動の促進

さて、地域福祉計画においては、地域福祉を推進するために必要なこととして、市民活動やボランティア活動の活性化を基本目標の 1 にあげています。ここに示されるように、今後の多様な住民ニーズを満たしていくためには、市民が市政に参画するだけでなく、地域の問題を地域の住民自らが解決していく、そのために、地域の自治会をはじめとして、ボランティア団体など市民活動団体が主体的に活動していくことが重要です。このことを述べているのが「1 自治活動、市民活動の促進」です。また、「指針」では、自治会など市民の住んでいる地域をもとにした「地域型コミュニティ」と、ボランティア団体やNPO法人など活動の目的をもとにした「目的型コミュニティ」の連携のあり方などにも触れています。

### 2 明日の住民自治の枠組みづくり

地域福祉計画では、本章の「1 市民活動やボランティア活動の活性化」において、「地域におけるボランティアコーディネーターの配置」が提言されていますが、このコーディネーターを、誰が、どのように配置するかは今後の課題となっています。

「市に税金を使って配置させよう。そのために地域の要望書をまとめて市に出そう！」

「いやいや、地域で相談して自分たちでコーディネーター役をやってしまうのはどうか？ そういえば地元で最適の人がいる・・・。」

「待てよ、ボランティアコーディネーターを担うNPO法人があるかも？ 社会福祉協議会は協力してくれるかな・・・？」

こんなふうに、地域で相談し、ひとつの方向を打ち出していくことができれば、すばらしいことです。このほうが地域の実情に合ったコーディネーターになるでしょう。

このように地域で様々な課題を相談し、決定し、そして実行していくことのできる地域づくりについて述べているのが「2 明日の住民自治の枠組みづくり」です。ここでは、「自治的地域コミュニティ」という考え方を模索しています。

### 3 市民参画の制度拡充と行政の改革

地域福祉計画の策定にあたっては、岐阜市の福祉のマスタープランを、各コミセン単位での「地域福祉コミュニティ会議」や全市単位の「地域福祉市民会議」を繰り返し開催し、本当に多くの市民の参画によって、市民と行政が協働して創り上げました。こうした方法を市政のあらゆる場面で進めていこうということが、「3 市民参画の制度拡充と行政の改革」です。

このように、「指針」は地域福祉計画と同じ方向性において作られたものです。今後、地域福祉計画を実行に移していく段階では、「協働のまちづくり指針」を多いに活用して、市民と市民、市民と行政が協働して進めていきましょう。

## 2. 助け合いによる住みよい地域の創造

### (1) 地域での様々な交流の推進

#### 現状と課題

助け合いによる地域づくりを推進していく上で、その根本は人と人のつながりであり、様々な交流の促進は、その基盤づくりとなります。

交流には、地域住民間での交流、世代間の交流、地域での活動団体間での交流など様々な形のものがあります。

地域住民の間では、地域の連帯感を養うための交流や、アパートやマンションなど孤立化しやすい住民、家族をつなぐ交流などの推進が求められます。

子どもと高齢者など世代間の交流による子育ての社会化や介護予防の推進なども求められます。

さらに、地域には、社会福祉協議会支部、自治会、民生委員・児童委員や青少年育成市民会議、PTA、老人クラブなどをはじめ様々な団体が助け合いの地域づくりに向けて活動しています。こうした団体の連携により、より効果的な活動へと結びつけていくためにも、活動団体間の交流が必要です。

#### 基本方針

助け合いによる地域づくりをめざし、様々な交流を推進するため、下記の基本方針を示します。

- 1) 孤立化しやすい住民、家族と地域との交流の推進
- 2) 高齢者・障害のある人や子どもと地域との交流の推進
- 3) 地域での活動団体間の交流の推進

#### 基本施策

##### 1) 孤立化しやすい住民、家族と地域との交流の推進

住民同士が交流できる場づくり

小地域・地区・コミソ

住民・ボラ・社協

短期

地域住民には、住民同士のふれあいづくりや相互交流を図る機会づくりを推進することが期待されます。特に、アパートやマンションなどでは住民同士の交際範囲が狭い場合が多く、これらの住民への参加を積極的に呼びかけた交流の推進が大切です。

こうした活動に対して、地域住民、社会福祉協議会などと連携し、交流の場づくりについて支援を図ります。

また、スポーツ大会や文化祭などの行事など、地域住民が主体となった、交流が図られる魅力ある行事が開催されるように支援します。

## 地域活動団体との連携による支援体制づくり

小地域・地区・コミソ

住民・ボラ・社協

短期

民生委員・児童委員や社会福祉協議会支部など地域活動団体との連携を図り、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などに対する地域の支援体制づくりを推進します。

また、健康づくり活動などを通して、地域とのつながりの中で社会参加が促されるよう、地域住民主体による「ふれあい・いきいきサロン」活動をはじめとした交流活動を支援します。

## 2) 高齢者・障害のある人や子どもと地域との交流の推進

### 世代間交流の場づくりへの支援

小地域・地区・コミソ・市

住民・ボラ・社協

短期

自治公民館や集会所、空き店舗などを活用し、高齢者・障害のある人や子育て中の親、子どもなど様々な世代が楽しく自由に交流できる場づくりを推進します。

### 障害のある人と地域住民との交流促進

小地域・地区・コミソ・市

住民・ボラ・社協

短期

地域住民、社会福祉協議会と連携して、障害のある人の地域活動等への参加を促進するなど、障害のある人が社会参加しやすい環境づくりを促進します。

### 地域活動を通じた交流の促進

小地域・地区・コミソ

住民・ボラ・社協

短期

様々な世代が触れ合う機会として、地域の清掃活動などは良いきっかけとなります。学校や老人クラブなどを通じて、地域住民は地域活動への参加を積極的に呼びかけることが期待されます。

また、世代間の交流が継続的に行われるように、地域活動団体の活動を支援していきます。

### 地域福祉活動コーディネーターの配置

地区・コミソ・市

住民・ボラ・社協

中期

地域住民との協働のもと、地区単位での地域活動や助け合い活動について、協力を求める人や団体と支援者との間の調整などを行う地域福祉活動コーディネーターの配置を研究します。

### 3) 地域での活動団体間の交流の推進

#### 相互交流の活性化

小地域・地区・コミソ・市

住民・ボラ・社協

短期

地域活動団体が交流できる場を提供し、継続的に連携が図られるように支援していきます。

また、地域で発生した問題に対しては、自治会や民生委員・児童委員等がそれぞれの枠を超えて互いに協力ができる体制づくりを推進します。

#### 地域活動拠点の整備

地区・コミソ

住民・ボラ・社協

中期

地域活動団体が相互に連携を図れるよう、拠点づくりを検討します。

#### 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成 20)年度)
老人クラブ加入率	32.3%(2002(平成 14)年度)	増加
民生委員児童委員の地域ボランティア活動参加数	延 368 人(2002(平成 14)年度)	552 人
総合型地域スポーツクラブの設置数	3クラブ	8クラブ
地域自主健康グループ数	131 グループ	280 グループ
住んでいる居住地区における地域活動への満足度	うまくいっている・かなりうまくいっている 51.4%	増加
近所づきあいの広さ	せまい・ほとんどない 37.7%	減少

## (2) 子育てや介護の社会化の推進

### 現状と課題

少子高齢化や核家族化に伴う家族形態の変化、都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化が進行する中で、多くの子育て家族が子育てについて大きな不安を感じています。また、児童相談所への虐待相談件数が急増するなど児童虐待の問題も深刻化しています。

こうした中で、子育てに不安を感じている親への積極的な援助活動を通じて、子どもの健全な成長、発達を促すとともに、児童虐待の早期発見、防止と積極的対応が求められています。

また、ひとり暮らし高齢者の閉じこもりなどの問題も多く、地域での見守り活動や声かけ運動など、高齢者の孤立化を防止するための支援が必要です。

### 基本方針

子育てや介護を地域社会全体の問題として捉え、地域で支援していくため、下記の基本方針を示します。

- 1) 子育てに不安を感じる親への援助
- 2) 高齢者の孤立化の防止

### 基本施策

#### 1) 子育てに不安を感じる親への援助

子育て中の人が集まることのできる場づくり

小地域・地区・コミニ・市

住民・ボラ

短期

入園前の乳幼児などが親子で自由に遊べ、子育て中の人が集まることのできる場所を確保し、地域住民との協働により親子で気軽に参加できる行事を開催し、子育て中の親が孤立しないように支援していきます。

また、「地域子育て支援センター事業」「親子ふれあい教室」などの子育て中の人に対する支援や講座を通し、地域住民による育児サークルなどの育成と支援をしていきます。

子育てに関する地域の相談支援体制の充実

小地域・地区・コミニ・市

住民・ボラ

短期

身近な地域で相談に応じることのできるように、現在設置されている行政の相談窓口に加え、地域に住んでいる保育士などの資格を持つ人に協力を得ながら、自治公民館などを利用した育児相談の充実を図ります。

また、健診等の保健活動とあわせて、家庭訪問などによる相談の実施を推進します。

## ファミリーサポートセンター事業による子育て支援

市

住民・ボラ

短期

ぎふファミリーサポートセンター事業で、子育て家庭における仕事と育児の両立の支援を図ります。

## 虐待防止ネットワークの構築

小地域・地区・コミニ・市

住民・ボラ・事業者・社協

短期

児童の虐待、又はその恐れのある家庭について、地域住民には日頃からそういう状況がないかお互いに気にかける関係づくりが期待されます。

また、民生委員・児童委員や自治会、近所に住んでいる人などが協力して早期発見と防止に努めることが期待されるとともに、保育所(園)や幼稚園、学校、医療機関、児童相談所、警察などとも連携してその支援を図ります。

## 2004(平成16)年度に「次世代育成支援対策行動計画」を策定します

### 深刻な少子化の進展

第2次ベビーブーム以降低下が続いているわが国の合計特殊出生率は、1975(昭和50)年に2を下回り、1990(平成2)年には1.57となり、「1.57ショック」と言われました。その後も少子化は進行し、2002(平成14)年の全国の合計特殊出生率は1.32と過去最低となりました。このまま少子化が進むと数年後には日本の総人口は減少に転ずることになり、経済活動や社会保障制度に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

### 総合的・計画的な取り組みの推進

こうした中で、国は2002(平成14)年9月に「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取り組みに、「男性を含めた働き方の見直し」・「地域における子育て支援」・「社会保障における次世代支援」・「子どもの社会性の向上や自立の促進」という四つの柱を加えた「少子化対策プラスワン」を提言し、総合的・計画的な取り組みを推進することとなりました。

### 次世代育成支援のための行動計画

これを踏まえて、2003(平成15)年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、この中で全市町村は「市町村行動計画」を策定することとなりました。

これを受けて本市は、2005(平成17)年度から2014(平成26)年度までの10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するための「行動計画」を策定し、総合的な次世代育成支援を実施していきます。

## 2) 高齢者の孤立化の防止

### 高齢者の社会参加の促進

小地域・地区・コミニ・市

住民・ボラ・事業者・社協

短期

高齢者は、長い人生の中で豊富な経験と知識を持っています。介護を要する状態であっても、経験や知識は健在な人も多くいます。地域活動団体、NPOやボランティア、行政などがその経験と知識を活用することにより、高齢者の生活の質の向上と地域の活性化を促進します。

### 地域の見守り活動の推進

小地域・地区

住民・ボラ

短期

自治会や民生委員・児童委員を中心とした地域活動団体には、近所の人や地域の商店など住民に協力を求め、高齢者の閉じこもりを防止するための見守り活動や声かけ運動を推進することが期待されます。

また、問題が発生した場合には、地域住民及び行政の関係機関に円滑に情報が伝わり、見守りに参加した住民と協力できる体制づくりについて、地域住民との協働のもとに検討します。

### 地域のサロン活動の支援

小地域・地区

住民・ボラ・社協

短期

閉じこもり、痴呆、寝たきりを予防する上で、高齢者などの外出を支援することが非常に重要です。小地域や地区において展開されている仲間づくりなどを目的としたサロン活動は、地域住民主体により日常的に発展していくことが期待されます。

こうした地域のサロン活動の活性化について、地区単位で取り組まれている地域健康計画の取り組みなどと連携して支援していきます。

## 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成 20)年度)
ファミリーサポートセンター 援助会員登録者数	425 人(2004(平成 16)年 1 月 1 日現在)	500 人
地域子育て支援センター 事業実施数	公立 京町・市橋保育所 私立 黒野・聖徳保育園 4 箇所	5 箇所
延長保育実施箇所数 (午後 7 時以降)	2 箇所	10 箇所
ひとり暮らし高齢者への見 守りボランティア数	1,717 人 (愛の一声運動推進員 H14 活動実績)	2,000 人
友愛チーム、ふれあい訪問 事業の実施回数	延 29,200 人(H14 参加人数実績)	35,000 人
居宅サービスの満足度	満足 45.4%	70.0%
自分の健康状態に満足し ている人の割合	53.3%	63.0%
地域の日常生活での不安	特に不安がない 43.8%	50%
相談できる人がいる人の 割合	87.3%	増加

## 健康づくり運動推進(地域健康計画策定)事業

岐阜市では、2001(平成13)年度から2003(平成15)年度にかけて、地域(小学校区単位)を基本にした取り組みとして、地域住民がお互いに学び、考え、決定して行われる保健・福祉に関する活動の情報を交換し合い、新たな展開を確認することを目的とした「地域健康計画」を、それぞれの地区においてまとめました。

取り組みにおいて中心となった、活動への参加団体・グループは地域ごとに様々であり、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、体育振興会、青少年育成市民会議、子ども会、社会福祉協議会、PTAなどの既存団体の代表者に加え、有識者、ボランティアなどの個人参加もありました。また、内容は健康づくり、研修、閉じこもり予防、介護予防、情報発信など、それぞれの地区の特色あるものになっています。

地域には、小さな集落や町内会などいわゆる小地域にも活動があります。また、一方で、中学校区やコミュニティセンターを範囲とする活動もあります。これらの地域に根ざした活動の情報をより多くの地域住民に発信し、参加しやすい活動とする必要があります。また、行政が経済的に支援したのは「地域健康計画」をまとめる単年度だけですが、活動は発展継続しており、その支援のあり方は課題となっています。

### (今後の展望)

それぞれの地域で活動は継続されていきます。すべての地域の計画が揃う2004(平成16)年には全体評価を加える予定であり、地域福祉活動計画とも関連し、それぞれの地域の課題がより明確になってきます。その課題に対し、知恵やアイデアを出し合い解決するために取り組む活動が行われるとともに、より広い範囲での対応や仕組みづくりなど、行政と協働して施策の提案や要望が行われるような取り組みの発展が望まれます。

### (3) 地域の教育力の向上

#### 現状と課題

核家族化に伴う家族形態の変化、近隣との人間関係の希薄化などの社会的な環境の問題のほか、事の善悪などのしつけが家庭において十分になされていないなどの問題は、家庭における子育てのあり方に要因があると考えられています。そのようなことから、家庭での教育力の向上と地域での教育力の向上の両面からの取り組みが求められます。

家庭の教育力の向上に関して、家庭における教育の充実に資する情報の提供、親の悩みや不安について相談できる体制の整備、親が家庭を見つめ直す契機となるような学習機会の提供など、幅広い角度から総合的に支援していくことが重要です。

また、地域で子どもを育てる仕組みづくりが求められ、地域資源を活かした子どもと地域の大人との交流による生涯学習の推進など、地域での教育力の向上をめざす必要があります。

助け合いによる地域づくりのためには、若年層の福祉に対する意識や考え方の基盤をつくることが重要であり、その中で福祉教育のあり方は重要な役割を担います。子どもの福祉教育においては、総合学習をはじめ、様々な取り組みがなされている中で、学校と地域との連携が重要となっています。

#### 基本方針

子どもの健全育成に向けて、家庭の教育力や地域の教育力の向上を図るため、下記の基本方針を示します。

- 1) 家庭の教育力の向上
- 2) 地域の教育力の向上
- 3) 学校と地域との連携による福祉教育の推進

#### 基本施策

##### 1) 家庭の教育力の向上

家庭教育についての学習機会の提供

小地域・地区・コミソ・市

住民・社協

短期

家庭を見つめ直す契機の一つとして、家庭でのしつけの仕方などを学ぶ学習機会などを提供するとともに、親が悩みや不安を解消するために、児童家庭相談などの相談体制を充実します。

## 教育に関する情報提供

地区・コミソ・市

住民・事業者

短期

家庭での教育を充実させるための家庭教育についての情報提供を行うとともに、学校教育との連携を図り、学校で行われている教育についての情報も提供していきます。

## 子育てサロン活動の支援

小地域・地区

住民・ボラ・事業者・社協

短期

子育て中の親同士が子育てに関する情報交換や悩み相談を行うなどの、地域住民による交流活動である子育てサロンの活動を支援します。

## 2) 地域の教育力の向上

### 生涯学習の推進

小地域・地区・コミソ・市

住民

短期

それぞれの地域における特長や地域資源を活かして、子どもと大人など地域住民が世代を超えて交流し、福祉に関わって様々な体験ができる生涯学習を推進します。

### 声かけ運動の実施

小地域・地区

住民

短期

地域住民には、小学生、中学生、高校生に対して大人からも積極的にあいさつする「声かけ運動」を推進することが期待されます。

これについて、広報やホームページなどを通じて、啓発や呼びかけを行っています。

### 社会福祉協議会支部の活動への支援

コミソ・市

住民・社協

短期

(再掲・63ページを参照)

## 3) 学校と地域との連携による福祉教育の推進

### 学校における福祉教育の推進

地区・コミソ・市

住民・事業者

短期

総合的な学習の時間など、学校教育との連携を図り、ボランティア活動や高齢者や障害のある人との交流活動を通じ、福祉の心を育む教育活動を推進します。

また、普通学級、特殊学級、養護学校間の交流に努めます。

### 青少年による福祉活動の推進

小地域・地区・コミソ・市

住民・ボラ・社協

短期

ひとり暮らし高齢者の住まいへの訪問など、地域住民との協働により青少年によるボランティア活動を推進します。また、次代の福祉の担い手として継続的に活動に取り組めるように、学校と地域の連携を図り、支援していきます。

## 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成 20)年度)
不登校児童生徒の出現率	小学校 0.57% 中学校 3.27%	小中学校とも全国平均以下

### ともに生きることの大切さを ～ 小中学校の福祉教育の取り組み～

小中学校では、総合的な学習の時間において、国際理解や環境教育、健康や情報教育など、学校や地域の特色に応じた様々な課題を取り上げ、体験を重視する学習活動を行っています。その中でも福祉教育は、多くの小中学校で特色ある学習が進められています。

小中学校で福祉教育を実践する目的は、「ふれあい活動や様々な体験活動を通して豊かな心や自己を見つめる力、他を思いやる心を育成し、ともに生きることの大切さを実感し、共生・共存を目指す児童生徒を育むこと」にあると考えられます。

それぞれの活動内容は小中学校で異なりますが、

- ・ 学校内で障害の有無にかかわらず、互いに学びあうことを通して楽しい学校生活を送るシステムを作りあげること。
- ・ 地域の老人福祉施設での交流や地域の清掃活動に参加し、世代の違う人と交流を深めることにより、相手の気持ちを考えながら対応する力を学ぶこと。
- ・ 岐阜養護学校や児童福祉施設、幼稚園や保育園での交流を通して、誰に対しても優しい心で接することができる児童生徒が育つこと

などを願いとする活動が行われています。

また、バリアフリーに関しても車椅子で駅や歩道の交通事情を実際に体験することにより、階段の上り下りや僅かな道の段差に潜む危険性に気づくことなど、すべての人に優しい街作りに対する関心を高める活動も行われています。

## (4) 地域活動団体を通じた助け合い

### 現状と課題

地域における助け合いを考えていく上で、自治会や社会福祉協議会支部等の地域活動団体の役割は非常に大きく、その中心としての役割を担っています。例えば自治会は、地域における自主防災組織やひとり暮らし高齢者の見守り活動の基盤を成しています。

また、身近なところで起きる犯罪や交通事故は増加傾向が続き、子どもや高齢者が被害者となる事例も目立ち、地域ぐるみでくらしの安全を守る必要性が高まっています。

しかし、近年自治会への加入率の低下が問題となるなど、地域活動団体への参画意識の低下が地域ぐるみの助け合いを困難にしています。

そのため、地域活動団体への参加を促進する仕組みづくりが必要です。また、活動をより円滑に行うためにも、行政の支援と地域における様々な組織との連携が重要です。

### 基本方針

地域活動団体を通じた地域での助け合いを推進するため、下記の基本方針を示します。

- 1) 地域活動団体への参加の促進のための仕組みづくり
- 2) 自主防災活動の推進
- 3) 地域防犯、交通安全活動の推進

### 基本施策

#### 1) 地域活動団体への参加の促進のための仕組みづくり

自治会への加入啓発

小地域・地区

住民

短期

地域住民には、自治会の加入推進を図る取り組みづくりが期待されます。特に、アパート・マンションなどに住む人に対しては、大家や管理人を通じて自治会加入を啓発するなど、自治会加入の促進が必要です。

これについて支援するため、啓発のためのパンフレット等、広報活動を行います。

地域活動への参加推進

小地域・地区

住民

短期

地域活動団体は、加入していても活動に参加していない人に対して、活動への積極的な参加を促すことが期待されます。特に、若い人や男性の参加の少ないことへの対策など、参加しやすく楽しめる活動内容や条件を検討する必要があります。

これについて支援するため、参加して楽しめる地域活動について検討し、情報提供していきます。

#### 地域活動団体の円滑な活動運営

地区・コミセン

住民・ボラ

短期

自治会などの地域活動団体は、活動を円滑に行うため、相互の協力体制を構築することが期待されます。

これについて支援するため、同じような活動をしている団体の組織再編など、活動しやすい効率的な体制整備を検討します。

## 2) 自主防災活動の推進

### 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

地区・市

住民・ボラ

短期

災害発生時に備えて、地域住民は自らを守るための意識あるいは知識を高めることが期待されます。また、高齢者や障害のある人など災害対応能力の弱い災害時要援護者をいかに支援するかを検討することが求められます。

地域住民がそれぞれにおいて災害対応能力を高めることを支援するため、地域住民、災害時要援護者等との協働のもと防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施します。

### 地域ぐるみによる支援体制の整備

小地域・地区

住民・ボラ

短期

緊急時や災害時については、地域住民によるお互いの助け合いが重要であり、地域において意識の醸成を図ることが期待されます。また、万一のために、支援が必要となる高齢者や障害のある人などの把握に努めることが大切です。

これについて、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防、警察活動協力員などの協力を得ながら、情報伝達、避難誘導、救助等の支援体制づくりを推進します。

### 人材の確保とボランティアとの連携

地区・コミセン・市

住民・ボラ

短期

災害時要援護者の支援にあたっては、避難所での介助等の確保を図るため、地域活動団体はもちろん、ホームヘルパー、手話通訳士などとの連携、ボランティア、NPOとの連携にも努めます。

### 3) 地域防犯、交通安全運動の実施

地域住民との協働による安全で安心な地域づくりの推進

小地域・地区

住民・ボラ

短期

地域住民には、身の回りの安全に気を配り、地域の手でくらしの安全を守っていく意識を持つことが期待されます。

これについて、地域住民との協働のもと「ホッとタウンプロジェクト」を推進するなど、安全で安心な地域づくりを支援します。

高齢者や子どもを含めた生活者の視点に立った防犯や交通安全の施設整備

小地域・地区

住民・ボラ

短期

地域住民には、防犯や交通安全の視点から地域の危険箇所について把握するよう努めることが期待されます。

これについて、防犯灯や防犯カメラの設置の支援や道路施設の整備など、危険箇所の解消に努めます。

#### 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成 20)年度)
自主防災組織による地域 防災訓練実施数	37 地域	45 地域
耐震貯水槽設置数	38 基	44 基
市内交通事故死亡者数	38 人	19 人

## みんなで作る“ホッとタウン”プロジェクト

犯罪や交通事故が市民生活に不安を与える中、平穏な暮らしを守るためには、地域の人々が身の回りの安全に気を配り、地域の安全は地域の手で守っていく必要があります。

そのため、地域での積極的な安全活動を市が応援し、市民と行政の協働のもと、ホッとできる安全で安心なまちづくりを進めます。

### 1 街角トワイライト整備補助事業

防犯上の不安が大きい箇所へ、地域の自治会などが維持管理する防犯灯を設置する場合、補助金交付により支援します。

### 2 防犯カメラ設置補助事業

犯罪が多発する地域において、商店街振興組合などの団体が防犯カメラを設置する場合、補助金交付により支援します。

### 3 地域安全運動支援事業

身近なところで多発する犯罪や事故に危機意識を持ち、地域安全運動に積極的に取り組む団体に対し、相談の上で必要な活動支援を行います。

### 4 ヒヤリハット・バリアフリー対策事業

地域の人々が、防犯や交通安全をはじめとするヒヤッとしたり、ハッとしたりする箇所及びバリアフリー化すべき箇所を洗い出して、ヒヤリハットマップの作成や危険箇所の解消につなげ、地域安全対策・バリアフリー化を進めます。

### 5 人にやさしい道整備事業

地域内の道路のうち、歩行者や自転車にとって危険な道路を、沿道に居住する人たちと話し合い、より快適な空間へと整備します。

### 6 自由提案の募集

防犯、交通事故等の事故防止を目的とした安全に関する市民意識を的確に把握し、豊富なアイデアを求めるため、自由な活動提案を募集します。

## 3. 福祉のまちづくりの推進

### (1) バリアフリーのまちづくり

#### 現状と課題

高齢者や障害者をはじめ誰もが、自己選択、自己決定のもとに積極的に社会参加できる社会をめざすためには、自由に外に出てそれぞれの能力を生かしながら、地域活動やスポーツ、レクリエーションなど様々な活動に参加できる環境づくりが求められています。

また、外出することは、閉じこもりを防止するなどの効果もあり、外に出ることによって社会の中での交流が生まれます。

そのために多くの市民が利用する施設や公園、道路や公共交通施設のバリアフリー化など、まちなかのバリアフリーの推進が必要です。

バリア(障壁)に対する認識は当事者でないとわからない面が多くあります。バリアフリー改修や新たな施設の建設にあたっては、障害者など社会的に不利な条件のある人の意見を取り入れることが大切です。

また、バス路線などの公共交通機関の充実を図るとともに、それを補完する移動支援のあり方を行政、民間事業者、地域との連携の中で検討する必要があります。

さらに、偏見や障害に対する理解不足から無意識に差別をしてしまうことがなくなるよう、心の面でのバリアフリーの普及啓発や、さらに進めて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行うユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れていく必要があります。

#### 基本方針

誰もが暮らしやすいバリアフリーのまちづくりを推進するため、ものづくりと人づくりの両面の視点から、下記の基本方針を示します。

- 1) まちなかのバリアフリーの推進
- 2) 交通のバリアフリーの推進
- 3) 心のバリアフリーの推進
- 4) バリアフリー推進の仕組みづくり

#### 基本施策

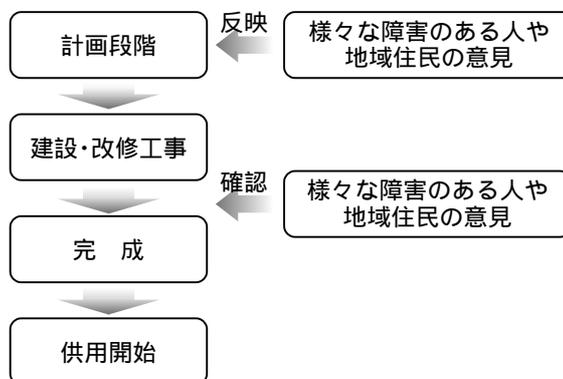
##### 1) まちなかのバリアフリーの推進

計画段階における住民の参画 小地域・地区・コミソ・市 住民・事業者 短期

バリアフリー改修や新たな公共施設の建設にあたっては、計画の段階から様々な障害のある人をはじめ地域住民が意見を述べる場をつくるなど、利用する人の声を一層反映できるように努めます。

また、まちなかのバリアフリーの推進状況を点検確認するために、市民で構成される会議の配置を検討します。

図3-2 バリアフリー改善の進め方のイメージ



#### 安全な歩行者空間の確保

小地域・地区・コミソ・市

住民・事業者

短期

電線の地中化や歩道の段差の解消、歩きやすい舗装など、安全な歩行者空間の確保について、地域住民との協働により、利用者の意見を反映できるように検討していきます。

また、散策等のまちなか歩きを考慮し、河川空間や公園など環境整備を図るとともに、サイン(標識)やベンチ等休憩施設の整備を推進します。

#### 民間施設のバリアフリー整備の推進

市

事業者

短期

商店街をはじめ市民の多くが利用する民間施設についても、「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づいた整備を推進するため、その必要性や意義を普及啓発します。

#### 立体的横断施設の解消

市

なし

長期

歩道橋や地下道などは、車いす利用者や身体の不自由な人にとっては利用しづらく、これらの立体的横断施設の平面的横断への転換を推進します。

#### バリアフリー化についての庁内推進体制の充実

市

なし

中期

公共施設は、様々な部署が所管しており、総合的にバリアフリー化を推進していく上で、各所管間の連携を図るための推進体制をより充実します。

## 2) 交通のバリアフリーの推進

#### バス路線の維持・再編

市

住民・事業者

短期

高齢社会の進展に伴う移動手段の確保の観点から、バス路線の維持に努めるとともに、需要(方向、量)に合った再編を進めます。

#### 低床バスの導入促進

市

事業者

中期

低床バス(ノンステップバス、ワンステップバス)の導入を推進します。

人、まち、環境にやさしい交通施策の推進

市

住民・事業者

長期

まちづくりや交通政策関連部署と連携し、トランジットモール( )などについて検討するなど、歩行者や環境にやさしい中心市街地の活性化をめざします。

( )トランジットモールとは？

一般の自動車の進入を排除し、歩行者天国の中を公共交通が走る空間を作り出し、中心市街地の活性化やまちのにぎわいをもたらします。

コミュニティバスの導入の検討

市

住民・事業者

長期

高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の確保を図るため、コミュニティバスの導入を検討します。

### 3) 心のバリアフリーの推進

学校における障害のある児童・生徒の受け入れの促進

地区

住民・事業者

短期

福祉教育を進める上で、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に行動できる環境は大切です。学校教育と連携し、各学校における障害のある児童・生徒の受け入れをより一層推進します。

生涯学習における福祉教育の推進

地区・コミソ・市

住民

短期

地域における生涯学習などの講座の中で、福祉教育に関連した講座をより一層充実します。

人権教育・啓発の推進

コミソ・市

住民

短期

女性の人権問題、子どもの人権問題、外国人の人権問題、同和問題など人権問題は様々です。人権尊重を普遍的理念として捉え、人権の大切さについて啓発を推進します。

障害のある人の社会参加の支援

小地域・地区・コミソ・市

住民・社協

短期

地域住民には、障害への理解と偏見をなくす取り組みが期待されます。これについて、障害のある人の社会参加の場として、授産施設などで作ったものを販売する店舗を設置するなど、その社会参加の推進を支援し、ノーマライゼーションの理念のもと、ともに参加できるまちづくりをめざします。

#### 4) バリアフリー推進の仕組みづくり

##### バリアフリー推進の体制づくり

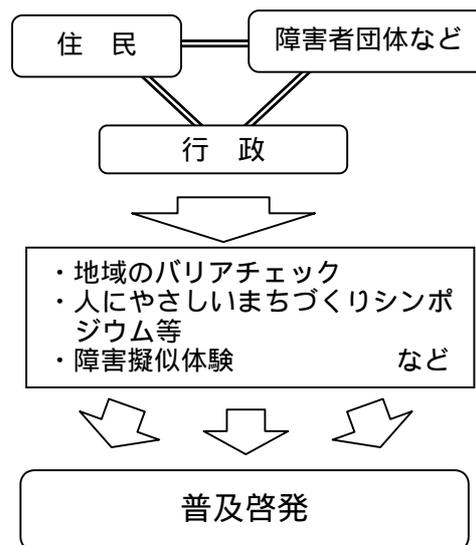
小地域・地区・コミソ・市

住民・ボラ・事業者

中期

地域住民の参画により、コミセンブロック単位に地域における不特定多数の人が利用する施設のバリアチェックやイベントなどを行い、バリアフリー整備に対する意識を普及啓発します。

図3-3 地域住民による普及啓発活動のイメージ



##### 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成 20)年度)
バリアフリー点検整備	13 地区(2002(平成 14)年度)	34 地区
オムニバスタウン計画に基づくノンステップバスの導入台数	16 台(2003(平成 15)年度末)	2006(平成 18)年度までに 52 台

## (2) 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる住まいづくり

### 現状と課題

住宅は、日常生活の基本的な場です。

今後の超高齢社会の到来に備えて、高齢者や障害のある人が安心して暮らすことができる住まいを確保するとともに、高齢者や障害のある人が生きがいを持って暮らせる住まいづくりが求められています。

### 基本方針

高齢者や障害のある人が安心して暮らす住まいづくりを支援するため、下記の基本方針を示します。

- 1) 高齢者・障害のある人が生涯安心して暮らせる住宅の供給
- 2) 高齢者・障害のある人が円滑に生活できる住宅の改善・整備

### 基本施策

#### 1) 高齢者・障害のある人が生涯安心して暮らせる住宅の供給

公営住宅の高齢者・障害者向け住宅の確保

市

なし

中期

「岐阜市住宅マスタープラン」に基づき、高齢者・障害者向けの公営住宅の確保に努めます。

#### 2) 高齢者・障害のある人が円滑に生活できる住宅の改善・整備

住宅のバリアフリー改善の推進

市

事業者

短期

段差の解消や手すりの設置など、高齢者の特性や障害の特性に配慮した住宅改善を「岐阜市住宅マスタープラン」、「岐阜市老人保健福祉計画」、「岐阜市障害者計画」に基づき推進します。

## (3) 就労の支援

### 現状と課題

高齢者や障害のある人の社会参加を促進する上で、職業的自立はたいへん重要なことです。

職業的自立は、社会の一員としての自覚を持つ社会的側面、生計を維持する経済的側面、生きがい等の精神的側面という3つの側面を持っており、どの側面から見ても重要な課題となっています。

## 基本方針

就労の支援を図るため、下記の基本方針を示します。

- 1) 高齢者の就労支援
- 2) 障害のある人の就労支援

## 基本施策

### 1) 高齢者の就労支援

シルバー人材センターへの支援

市

住民・ボラ・社協

短期

高齢者の就業機会の確保に向けて、シルバー人材センターが事業の開拓・充実を図れるように、「岐阜市老人保健福祉計画」に基づき、支援を図ります。

### 2) 障害のある人の就労支援

障害者雇用の促進

市

事業者

短期

「岐阜市障害者計画」に基づき、障害者の自立と生活安定を支援できるように、雇用機会の拡大と福祉的就労の場の確保を図っていきます。

## 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成 20)年度)
シルバー人材センター登録者数	1,630 人 (2003(平成 15 年 4 月 1 日現在))	2,000 人

## (4) 福祉サービスの基盤整備

### 現状と課題

介護保険制度や支援費制度が実施され、福祉のまちづくりを推進する上で、利用者の選択が可能となるサービス基盤の整備が必要不可欠です。

従来、施設福祉と在宅福祉は車の両輪であり、これからのサービス基盤整備の基本は、従来の施設・箱もの中心から地域で共に生きることを可能にする福祉への転換を推進することにあります。

そのため、地域福祉を支えるための社会福祉基盤の整備が重要となっています。

## 基本方針

社会福祉基盤整備を推進するため、下記の基本方針を示します。

### 1) 地域福祉を支える福祉サービスの基盤整備の推進

## 基本施策

### 1) 地域福祉を支える福祉サービスの基盤整備の推進

地域福祉を支える社会福祉基盤整備の推進

コミセン・市

事業者・社協

中期

施設等の社会福祉基盤整備については、「岐阜市老人保健福祉計画」や「岐阜市障害者計画」など個別計画の中で、その方針が示されています。これらの計画に基づき、施設類型や日常生活自立度などを勘案しながら、バランスのとれた福祉サービスの基盤整備を推進します。

総合的なサービスを提供できる福祉基盤整備の推進

コミセン・市

事業者・社協

中期

公共交通の利便性の高い地区において、高齢者向け優良賃貸住宅の整備に併せてデイサービスセンターや保育所などの福祉施設や診療所などへの導入を図り、住宅と福祉、医療の一体的、総合的なサービスの提供を行い、高齢者をはじめ市民が安心して、円滑に生活できるまちづくりを推進します。

## 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成 20)年度)
デイサービスセンターの施設数	39 箇所	57 箇所
特別養護老人ホームの入所定員	990 人(2003(平成 15)年度)	1350 人

## 市街地再開発と福祉のまちづくり

現在、人口は大きく減少することが予想され、高齢化、少子化をはじめ社会の基調は、拡大から維持へ、さらに縮小へと向かっています。

地方都市の多くでは、中心市街地の活力低下が懸念されていますが、岐阜駅周辺や柳ヶ瀬を核とする本市の中心市街地においても、夜間人口の空洞化や、少子高齢化といった状況が著しく進展しており、既に高齢化率30%を超える地区もあります。

こうした状況の中で、本市においては地域の特性を生かし、そこに住む人たちが主体となることによって活力あふれる都市づくりを目指そうとしています。

### 中心市街地の新たなまちづくり

中心市街地では、都心居住を柱とした市街地再開発事業等の新たなまちづくりを重点施策として推進しています。

中でも、高齢者をはじめ市民が安心して円滑に生活できる福祉のまちづくりに積極的に取り組むこととしています。そのため、まちなかのバリアフリーの推進や交通のバリアフリーの推進を図っていきます。

また、日常生活自立度の高い高齢者が買い物や地域との交流を促進できるケアハウス等の「市街地型施設」の中心市街地への立地を図るとともに、デイサービスセンター等の「地域密着型施設」や、これまで郊外地域に偏在していた介護保険施設(特養・老人保健施設等)などの「広域型施設」についても、できるだけ住み慣れた地域でのサービスが受けられるよう、バランスの取れた老人保健福祉施設の整備を進めます。

具体的には、岐阜駅周辺地区から柳ヶ瀬地区に至る地域において、市街地再開発事業にあわせ、「高齢者向け優良賃貸住宅」や「デイサービスセンター」等の高齢者施設、保育所等の子育て支援施設や診療所などを導入し、住宅・福祉・医療の一体的かつ総合的なサービスを提供する新たなスタイルの福祉拠点の整備を進めます。

## 4. 地域福祉の推進のための仕組みづくり

### (1) 地域福祉に対する行政の支援

#### 現状と課題

地域福祉を推進する上で、行政と地域住民の活動との役割分担を整理し、地域の自主的な地域福祉活動を支援するための行政施策がより効果的、効率的に働くための仕組みづくりが必要です。

こうした仕組みづくりの中で、保健福祉施策のPRをはじめとした地域での保健福祉情報の提供など地域での市民一人ひとりの暮らしに対する支援の充実が必要です。

NPO活動の発展により、有償ボランティアという考え方も一般的になってきました。こうした考え方を含め、多様な主体による地域福祉活動への行政による支援のあり方についても、一律的な支援でなく、活動の活性化に結びつく支援が必要です。

地域の市民の暮らしに対する支援は、公的な支援のみでなく、地域での助け合いによる支援も重要です。そうした地域でのボランティアなど組織的な福祉活動に対する支援を図ることが求められます。

#### 基本方針

地域における自主的な地域福祉活動を支援するため、下記の基本方針を示します。

- 1) 地域の総合相談窓口の整備
- 2) 行政と地域住民との役割分担による支援
- 3) 地域における組織的な福祉活動の支援
- 4) 福祉に関連する事業の育成

#### 基本施策

##### 1) 地域の総合相談窓口の整備

集客施設との連携

市

住民・ボラ・事業者・社協

中期

大型店舗など、若い母親の溜まり場となっているような所や多くの市民が日常的に訪れる集客施設などの場を利用して、地域住民、NPOやボランティアとの協働のもと、様々な支援サービスの情報の提供を検討します。ワンストップサービス（総合的な行政サービスの窓口）提供の検討

コミセン・市

事業者・社協

中期

行政における保健、福祉サービスのネットワークを充実し、1つの窓口から保健、福祉全般に係るサービスの情報が得られる伝達システムを検討します。

### 電子総合窓口の導入

市

事業者

中期

行政のホームページ上に保健、福祉に関する総合的な案内ページを設け、民間事業者やNPO等との連携を図り、公的な保健福祉サービスや民間事業者による福祉サービスなどに関する様々な情報を提供します。

### 事業者に関する情報収集と公開の実施

コミセン・市

事業者

中期

福祉サービスの質的向上を推進するため、事業者の意識改革と透明性の高い経営姿勢が重要であり、民間事業者等の連携を図り、事業者に対して事業内容の公開に取り組むように働きかけます。

また、市内の事業者に関する情報が一括的に提供できるように、各事業者の情報収集に努め、一元的な情報提供の仕組みを検討します。

## 2) 行政と地域住民との役割分担による支援

### 地域活動の把握と支援

地区・コミセン

住民・社協

短期

地域において「どのような活動が行われているのか」といった情報を把握するための仕組みづくりを、ボランティアネットワークの中核機能の整備などを通して図ります。こうした情報の把握を踏まえて、地域住民による活動への支援のあり方について検討します。

### 地域住民主体の活動に対する支援

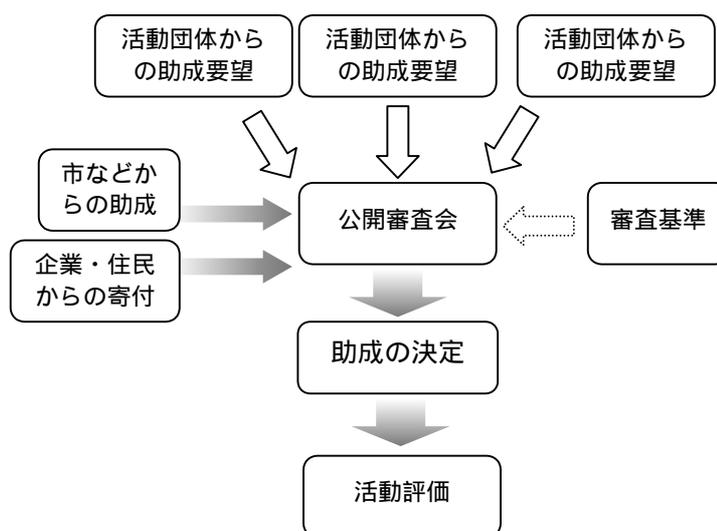
地区・コミセン

住民・ボラ・社協

長期

地域住民には、問題意識を持って、「こういうことをやるから支援してほしい」「こういうことをやるから補助してほしい」というような主体的な活動例を提示することが期待されます。そうした地域住民のニーズを十分に精査し、支援が効率的かつ効果的に働く仕組みを研究します。

図3-4 行政支援の仕組みづくりのイメージの例



#### 活動費確保のための情報提供

地区・コミセン

住民・ボラ・社協

中期

地域住民、NPOやボランティアが市民活動やボランティア活動を行うための活動費の確保について、参考となる事例等の情報提供を検討します。

#### 地域の社会資源の活用

コミセン

住民・事業者

中期

地域に密着した行政事務などについて、より地域住民のニーズにあった行政サービスが図られるように、NPOや有償ボランティアなどの地域における社会資源の活用を積極的に検討します。

### 3) 地域における組織的な福祉活動の支援

#### 地域福祉モデル地区の設置

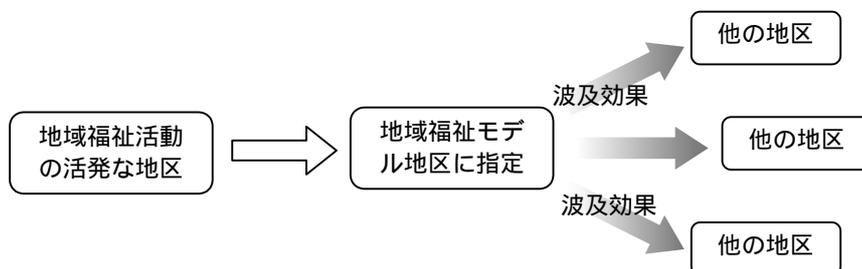
地区

住民・ボラ・事業者・社協

短期

地域住民、社会福祉協議会と連携して、地域福祉に関する取り組みが活発な地区を「地域福祉モデル地区」として指定し、活動に対する支援を図るとともに、取り組みを広報し、他の地区での取り組みの活性化の促進に努めます。

図3 - 5 地域福祉モデル地区の役割のイメージ



#### 事業者の社会貢献活動への取り組みの活性化

市

住民・ボラ・事業者・社協

中期

地域住民、NPOやボランティア、民間事業者と連携し、企業ボランティアなど企業の社会貢献活動と地域住民の活動との連携を図り、企業の取り組みの活性化を推進します。

### 4) 福祉に関連する事業の育成

#### 多様な事業主体参入のための情報提供

市

ボラ・事業者

短期

民間事業者やNPOなど幅広い事業主体の福祉サービスへの参入を促進するため、国や県、本市が進める福祉施策やサービスの利用状況などに関する情報提供を行います。

## 福祉分野の事業のあり方の見直し

市

ボラ・事業者

長期

現在、行政が直接行っている福祉分野の事業について、民間事業者やNPO法人などが担うことが可能かどうか、という視点を含め、事業のあり方を検討し見直します。

### 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成 20)年度)
アダプトプログラム実施件数	16 件	100 件(累計)
地域福祉モデル地区の設置数	-	1 箇所
ホームページのアクセス件数( 1)	36,723 件	60,000 件
窓口における市民の満足度( 2)	85.3%	95.0%
生活に必要な情報を得ることができる人の増加	69.6%	80%

( 1)ホームページアクセス件数については、岐阜市ホームページのものであり福祉のみに限定したものではありませんが、サービスにかかる情報提供の充実を示す一つの目安として示します。

( 2)市民生活部による「さわやかサービス運動アンケート」によるものであり福祉行政の窓口に限定了たものではありませんが、窓口におけるサービス充実のひとつの目安として示します。

## (2) 地域福祉活動の推進のための支援

### 現状と課題

援助してほしい人が、援助してほしいと言える地域づくりが必要です。また、地域での様々な活動をしている人が、活動しやすい環境づくりが必要です。その手段として、地域の中で自主的に福祉委員を選任し、地域福祉の向上に取り組んでいる地域もあります。

地域には、様々な世代の人や様々な家族形態の人が居住しています。こうした様々な人が地域に対して意見が言える、地域福祉活動に参加できるための仕組みづくりが必要です。

## 基本方針

地域における自主的な地域福祉活動を推進するため、下記の基本方針を示します。

- 1) 互いの援助が円滑にできる地域づくり
- 2) 様々な地域住民が地域福祉の向上に参画できる仕組みづくり

## 基本施策

### 1) 互いの援助が円滑にできる地域づくり

#### 福祉委員制度の検討

地区

住民・社協

中期

社会福祉協議会支部の活動経験者など、地域での福祉活動経験者の経験を地域福祉の向上に生かすため、地域住民による福祉委員制度の導入について、地域の実情に応じて検討します。

#### コミュニティセンターを地域福祉の拠点として活用

コミセン

住民

中期

コミセンブロックの中核機能として、地域住民との協働のもと、各ブロックのコミュニティセンターに地域福祉の拠点配置を検討します。

#### 地域での活動団体の定期的な連絡協議会、交流会の推進

コミセン

住民・ボラ・事業者・社協

短期

民生委員・児童委員や社会福祉協議会支部、地域で活動しているボランティアをはじめとした活動団体には、情報交換の場として、連絡協議会や交流会の定期的な実施を推進することが期待されます。

これについて、地域の拠点づくりや活動団体への支援とあわせ、啓発推進していきます。

#### 地域におけるネットワーク支援体制の検討

小地域・コミセン

住民・ボラ・事業者・社協

短期

地域住民、民間事業者、NPOやボランティア、社会福祉協議会、そして行政が相互に連携して、支援が必要な人に対する保健、福祉、医療のネットワークづくりを推進することが期待されています。

地域におけるネットワークのひとつの形態として、県が推進する「ふるさと福祉村」のような新しいシステムが展開されています。

こうした地域の住民と事業者などが一体となった、地域の自主的なネットワークの形成へと結びつけ、活動主体それぞれの連携が図られるよう、より効果的に支援ができるようネットワーク体制を検討します。

#### 庁内における保健福祉サービス事業に対する評価体制の検討

市

なし

中期

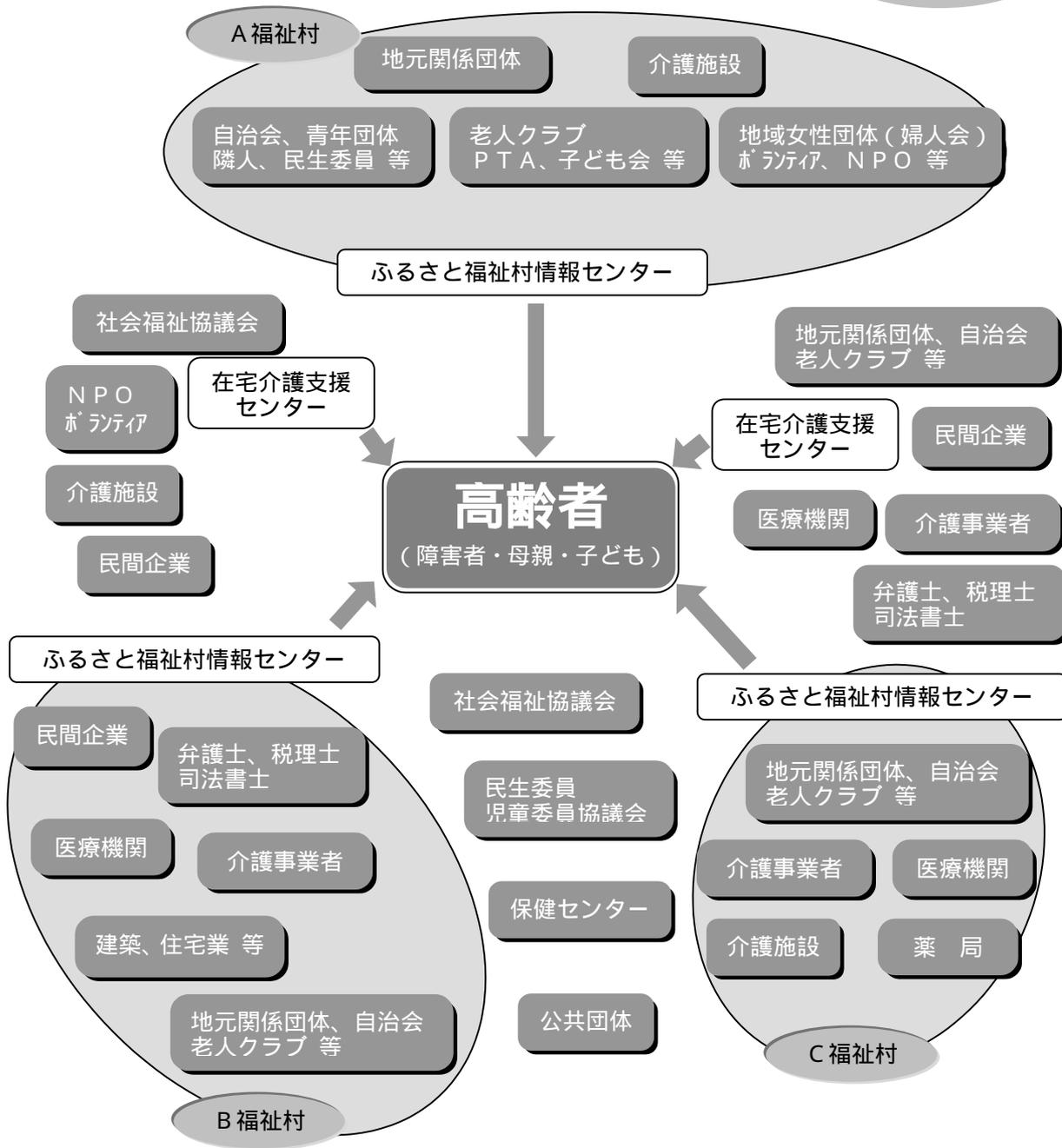
保健福祉サービスについての事業評価から対策の検討につなぐ評価体制づくりを検討します。

福祉コミュニティの実現をめざして  
ふるさと福祉村 ～住民による安心革命～

「ふるさと福祉村」とは、国、県、市町村が提供する公的サービスや社会福祉協議会等が実施する地域福祉活動と連携しながら、地域で求められている生活支援サービスや福祉教育、人材の育成などに取り組む新たな「地域福祉活動組織」のことです。

めざす地域福祉の姿  
「福祉コミュニティ」とふるさと福祉村

地域社会の  
生活支援



## 2) 地域住民の誰もが地域福祉の向上に参画できる仕組みづくり

地域福祉を推進する新たなシステムの検討 地区・コミセン 住民 中期

地域福祉を推進していく上で、支援してほしい人がそれを表現できる環境が重要です。また、支援を受けるだけでなく自分も誰かの役に立つことが、お互いの助け合いの推進につながります。地域住民には、地域の中でそれぞれの人が役割を持てる関係をつくることが期待されます。

それを表現する媒介手段として、例えば地域通貨制度は一つの手段です。こうした手法について事例を調査、研究したり、NPOやボランティアと連携して地域に方法等を提供するなど、地域住民が求める新たなシステムを構築するための支援を行います。

イベントなどを通じた多様な世代の参画推進

小地域・地区・コミセン 住民 短期

地域住民には、高校生や20代、30代の世代が参画しやすいイベント等を通して、地域活動への参加を呼びかけるなどの取り組みが期待されます。

こうした地域への多様な世代の参画について啓発推進していきます。

男女がともに参画できる地域活動等の促進

小地域・地区・コミセン 住民 短期

地域住民には、男女がともに地域においてそれぞれの活動に参画し、自立するとともに、地域活動団体には、その活動に働く人たちも参加できるような配慮をすることが期待されます。

男性の仕事中心の生き方から地域へ参画できる生き方への転換を図り意識啓発を行うとともに、地域の方針決定の場へ女性が参画できるための働きかけをしていきます。

地域通貨制度とは？

互いに助けられ支え合うサービスや行為を、時間や点数、地域やグループ独自の紙券などに置き換え、これを「通貨」としてサービスやモノと交換して循環させるシステムのことをいいます。

地域通貨制度の目的は？

地域通貨の取り組みの目的は大きく分けると次の2通りがあります。

- 1) 相互扶助に力点を置くもの
- 2) 地域経済の活性化に力点を置くもの

どちらにしても、地域の人々がお互いにもつ知恵、時間、才能、モノなどを持ち寄って交換し、互いに助けられ助けるという「地域支え合い」を実現しようという意味で共通点をもっています。また、こうした取り組みは、行政や市場から得られるサービスや財だけで地域や市場が、また「豊かさ」が形成されるのではないという想いが込められています。

## 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成 20)年度)
「ふれあいいいきサロン」設置数、実施地区数	40 地区 125 箇所	49 地区 150 箇所
自主防災組織による地域防災訓練実施数	2002(平成 14)年度 37 地域	45 地域
家庭や社会で役割のある人の増加	80.9%	90%

### 身近な地域の「ふれあい・いきいきサロン」

#### 気楽にあつまり仲間づくり

「ふれあい・いきいきサロン」は、高齢者が歩いて行ける身近な小地域を拠点に、そこに住む高齢者が、気楽に集まり仲間づくりができる活動です。

ひとり暮らしであったり、家族がいても閉じこもりがちに暮らす高齢者が、気楽に出かけ仲間づくりをしたり、一緒に食事をするにより、地域でいきいきと元気に暮らせることを目指します。

運営の担い手は、サロンに集う高齢者と、地域のボランティアです。社会福祉協議会支部や、ボランティアコーディネーター、ふれあい保健センターの保健師が、住民の自主的・自発的な活動意欲をサロン活動に具体化するためのコーディネートや支援を行います。

#### 活動内容も場所も自由

活動内容は、参加者がそれぞれの趣味や関心に合わせて自由に行うことができます。みんなで調理したり、一品ずつ持ち寄りして食事会を開いたり、保健師や医師を招いての健康チェックや健康相談、老人クラブや子ども会、婦人会と一緒に盆おどりやカラオケ大会などの交流会も企画できます。

活動場所も自由。ひとり暮らしの高齢者の自宅でお茶やお菓子を楽しむ「自宅開放型」、自治会、民生委員・児童委員、婦人会などの協力のもと、町内の自治公民館や集会所、お寺やお宮などを利用する「集会所型」、各人の自宅を持ち回ったり、野外で「青空サロン」といった「会場不特定型」など様々な方法が考えられます。

#### 豊かな福祉コミュニティづくり

高齢者だけでなく、地域の障害者や子育て中の親など、閉じこもり孤立しがちな人たちが、地域の人たちと一緒に楽しく仲間づくりできる活動でもあります。

このように「ふれあい・いきいきサロン」は、小地域の福祉ニーズをさまざまな資源を利用して行う、身近な住民同士の自発的な支え合い活動であり、豊かな福祉コミュニティづくりの根幹・土台となる重要な活動です。

### (3) 総合的な支援サービス提供

#### 現状と課題

福祉に関する専門的サービスが救済的な措置制度から契約制度へと転換が図られる中で、多様なニーズに対応したサービスが得られる環境をつくるためには、総合的・効果的・効率的にサービスが展開される仕組みづくりが必要です。

こうした仕組みを構築する上で、情報の伝達が重要です。ニーズをどのように発信するか、その情報を地域の助け合いの基礎情報として、サービスを提供する側の地域活動団体やNPO、ボランティア団体にいかに伝達するかについて、円滑に行える仕組みが必要です。

保健、医療、福祉に関するサービスが利用者のニーズに合わせて一体的に提供できるネットワークづくりが必要です。

こうしたサービスの提供に加えて、より市民のニーズに応えたサービスを提供するために、相談体制や苦情解決の仕組みを整備する必要があります。

また、地域においては、低所得者や母子・父子家庭をはじめ様々な生活環境にある市民が住んでいます。こうした市民一人ひとりの人権が保障され、一個の人間としての最低限の生活が送れる権利が保障され必要な支援が受けられる環境づくりが求められます。権利擁護の仕組みの充実が保健福祉サービスなどの提供に合わせて必要です。

#### 基本方針

地域における自主的な地域福祉活動を推進するため、下記の基本方針を示します。

- 1) サービス提供のネットワークづくり
- 2) サービスに関する相談・苦情解決の仕組みづくり
- 3) 権利擁護の仕組みづくり

#### 基本施策

##### 1) サービス提供のネットワークづくり

ワンストップサービスの提供の検討 コミセン・市 事業者・社協 中期

(再掲・90ページを参照)

地域におけるネットワーク支援体制の検討

小地域・コミセン 住民・ボラ・事業者・社協 短期

(再掲・94ページを参照)

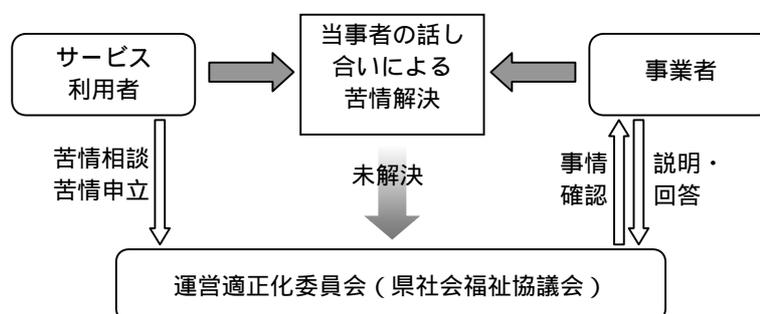
## 2) サービスに関する相談・苦情解決の仕組みづくり

保健福祉サービス全般に関する苦情解決の推進 市 事業者 中期

第1段階として、事業者自らが苦情を適切に解決しよう努めることが重要であり、そのための仕組みの整備を事業者に指導します。

事業者段階で解決できない苦情を含めた保健、福祉全般の苦情対応については、県の社会福祉協議会と連携して、「運営適正化委員会」の活用を図るなど、相談・苦情解決体制の充実を図ります。

図3-6 苦情解決の仕組みのイメージ



第三者評価事業の推進

市 ボラ・事業者 中期

事業者が提供するサービスの質的向上をめざし、公正・中立な第三者機関を育成し、専門的かつ客観的な立場から適切な評価をするとともに、情報開示に努めます。

## 3) 権利擁護の仕組みづくり

地域福祉権利擁護事業の推進

市 社協 短期

判断力が不十分な人々が地域で安心して生活を送れるよう、日常生活における福祉サービスの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理等を都道府県社会福祉協議会が行う地域権利擁護事業が実施されています。県内に6か所ある基幹社会福祉協議会の一つである市社会福祉協議会では、県社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉権利擁護事業に取り組んでいます。

今後、岐阜県及び市社会福祉協議会と連携して普及啓発に努め、制度の浸透を図ります。また、在宅介護支援センターや民生委員・児童委員と連携して、対象者の把握、利用の促進に努めます。

#### 成年後見制度の周知

市

なし

短期

成年後見制度では、できる限り利用者本人の判断能力を生かし、自立した生活ができるよう、従来の禁治産、準禁治産制度を改めた「法定後見制度」と自分自身の意思であらかじめ任意後見人を選任できる「任意後見制度」が定められ、今までよりも軽度の痴呆性高齢者や知的障害者にも柔軟な対応が可能となりました。

痴呆性高齢者など自己決定能力が低下している人の権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度の利用について啓発に努めていきます。

#### ホームレスの自立支援対策の充実

市

なし

短期

近年、増加傾向にあるホームレスの問題について、国の基本方針や県の実施計画に基づいて、本市についても、出来得る有効な施策の充実に努めます。

#### 目標指標等

指標	現状	目標 (2008(平成 20)年度)
成年後見制度、権利擁護事業の利用者数	成年後見制度 0 件 (2004(平成 16)年 1 月 1 日現在) 地域福祉権利擁護事業 34 件 (2002(平成 14)年度)	増加